

令和5年度 事業計画

I 基本方針

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の感染第7波及び第8波の影響により、県老連が当初計画していた活動が一部実施できないこともあったが、感染対策に留意しながら概ね健康づくり事業である健康づくりリーダー養成講座や体力測定員養成講座等実施することができた。

令和5年度についても、コロナウィルスの感染状況等先の状況は見通せず、状況により規模縮小や時期の変更などの対応が必要になるかもしれないが、長期化するコロナ禍において十分な感染対策を施したうえで事業を実施する計画である。

引き続き、老人クラブは感染からの安全を意識しつつ健康的な活動を継続していくという新しい命題に向き合い、ウイズコロナの社会変容を見据えた充実した老人クラブ活動を展開していくことを日々模索していく必要がある。

また、県老連の財務状況は、新法人移行時に定められた公益目的支出計画の実施や、会員の減少に伴う会費収入その他収入全般の減少の影響もあって、毎年の事業実施に必要な額を確保するため運営安定基金の取崩しに頼っている状況にあるが、令和5年度当初には枯渇する見込である。

このような状況のなか令和5年度以降の事業を計画どおり遂行するためには、今後、事業内容を見直し、効果的かつ市町村老連、単位クラブ及び会員が求める事業は何なのかを問い直し事業改革を進めるなど財務状況を改善していかなければならない。

このような視点から令和5年度の重点事項を定め、市町村老連、単位老人クラブ、そして老人クラブ会員を支援し、老人クラブ活動を活性化するため、種々の事業を実施していくこととする。

II 重点事項

- 1 新しい生活様式下における老人クラブ活動の展開
 - (1) 十分な安全対策を講じた上での老人クラブ活動の実施
 - (2) コロナに負けない健康づくり
- 2 効率的・効果的な県老連事業への改革の推進
 - (1) 必要とされ、かつ効果的な事業を模索
 - (2) 補助金を最大限に活用し、より充実した事業を展開
 - (3) 持続可能な県老連を目指し、事業及び経費の見直しを実施

III 事業実施計画

- 1 老人クラブ会員増強運動の推進
 - (1) 会員増強対策基本方針に基づく事業の展開
 - ① 加入促進月間（9月）の一斉活動実施

- ② 県老連会員増強促進委員会の開催
- ③ 郡市町村老連会員加入増強促進研修会の開催
- ④ 会員加入増強等老人クラブ顕彰の実施
- ⑤ 新規入会勧誘パンフレットを活用した勧誘活動の展開

(2) 老人クラブ活性化の推進

- ① 若手会員及び女性会員の老人クラブ活動への参画促進とリーダーの養成
- ② 魅力ある老人クラブ活動の企画立案

2 在宅福祉を支える友愛活動の推進

- ① 友愛活動（声掛け、サロン、生活支援等）への積極的な取組
- ② 高齢者相互支援研修会の開催
- ③ 関係セミナーへの参加
- ④ 活動事例の紹介
- ⑤ 新地域支援事業への参画

3 健康づくり・介護予防のための事業の推進

- ① 健康づくりリーダー養成講座の実施
- ② 体力測定員養成講座の実施
- ③ ウォークラリー大会の実施
- ④ 郡市ふれあいスポーツフェスティバル開催への支援
- ⑤ 健康ウォーキングの推進
- ⑥ 健康づくり推進員の登録と活用推進

4 「老人の日・老人週間」の取り組み

老人の日（9月15日）と老人週間（9月15日～21日）に、全国一斉「社会奉仕の日」（9月20日）の活動をはじめ、「仲間と集い、高齢者の元気な姿を示そう！」をスローガンに、市町村老連と連携して取り組む。

- (1) 啓発ポスターの作成配布
- (2) 長寿新百歳への慶祝を行う。
- (3) 全国一斉「社会奉仕の日」には、地域団体や地域住民と協力しつつ、様々なボランティア活動に取り組み、老人クラブの活動を地域にアピールする。

5 老人クラブリーダーの指導育成

系統的な研修事業を通してリーダーの育成をはかるため、各種研修会への参画機会を確保する。

- ① 市町村単位老人クラブリーダー研修会（紀北地区、紀南地区）の開催
- ② 老人クラブ人権・同和研修会の開催
- ③ 市町村老人クラブ女性リーダー研修会の開催
- ④ 全老連主催の高齢者の健康づくり生活支援セミナーへの参加
- ⑤ 全国老人クラブ大会への参加

⑥ 近畿ブロック老人クラブリーダー研修会への参加

6 女性部会の活動充実

- ① 女性リーダー研修会の実施
- ② 女性リーダー相互の情報共有

7 広報活動の推進

- (1) 機関紙「ときめき」の発行（9月30日及び3月31日の年2回）
- (2) 老人の日・老人週間・社会奉仕の日の活動実践についての啓発
- (3) 老人福祉及び関連行事等のポスターの配布
- (4) 地域の安全・安心を支える啓発活動の実施
- (5) 老人クラブ会員加入促進月間（9月）における広報・啓発活動の充実強化

8 福利厚生等の普及促進

- (1) 県老人クラブ傷害保険の組織的な普及促進
- (2) 全国老人クラブ傷害保険の普及促進
- (3) 福利厚生事業（ゆったりカード）会員の加入促進と契約施設の拡充
- (4) 老人クラブ会員章、手帳、日誌及び会計簿の普及促進
- (5) 高齢者福祉に関するビデオ等の貸出し並びに優良図書の斡旋

9 法人組織の運営

- (1) 役員会の開催（①理事会、②評議員会、③監事会、④会長、副会長会議）
- (2) 部会の開催（①女性部会、②保健・体育部会）
- (3) 郡市町村老人クラブ連合会会長・事務局長会議及び事務担当者会議の開催
- (4) 老人クラブ育成功労、優良老人クラブ及び模範老人及び敬老篤行者への表彰等の実施

10 公益目的支出計画に基づいた事業の実施

公益目的支出計画に基づき、高齢者福祉に関する所定の事業を実施する。

11 行政及び関係機関、団体等との連携

- (1) 全国老人クラブ連合会及び近畿老人クラブ連絡協議会との連携
- (2) 行政及び関係機関、団体等との連携
- (3) 交通事故をなくする県民運動推進協議会への参加と協力